

ACFTA で関税はどの程度節約できるのか？ — タイの関税削減額は対中輸入額の5%に相当 —

吉岡 武臣 *Takeomi Yoshioka*
(一財) 国際貿易投資研究所 研究員

要約

ASEAN-中国 FTA (ACFTA) における物品貿易は 2005 年から本格的な関税の削減が開始、ASEAN と中国間の貿易にかかる関税は段階的に引き下げられている。2012 年には中国および ASEAN6 (シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ) においてノーマルトラック (NT) 品目の税率がゼロとなり、その結果全体の約 9 割の品目の関税率が削減された。

ACFTA の関税削減は一定の段階に達したと考えられるが、実際に ACFTA を利用することで中国との貿易においてどの程度関税が削減できるのであろうか。ASEAN の主要国であるタイの 2012 年時点の税率をもとに、中国からの物品の輸入における ACFTA の関税削減効果について調査を行った^(注1)。

輸送用機械を除き ACFTA 税率は
ほぼ 5%を下回る

タイの ACFTA 税率譲許表 (TRS
表) をもとに作成した分野別の 2012

年の ACFTA 税率および MFN (最恵
国) 税率表が表 1 である。分野ご
との品目の税率を HS8 桁ベースで合計
し^(注2)、品目数で割って単純に平均
化した値 (単純平均) と、中国から
の輸入額 (2012 年) でウエイトを加

ACFTA で関税はどの程度節約できるのか？

味して算出した平均（加重平均）の2種類の値を算出した。前者は税率表上の名目値であるのに対し、後者は輸入額を反映した実質の税率を表している。

単純平均では、タイのMFN 税率は輸送用機械・部品（35.7%）、食料品・

アルコール（27.7%）、農林水産品（21.6%）が他の分野に比べて高い。一方、ACFTA 税率は約9割の品目の関税率がゼロに引き下げられたことを反映して軒並み5%以下と低くなっているが、輸送用機械・部品については31.4%と高税率が課せられている。

表1 タイのACFTA 税率およびMFN 税率（2012年）

: 単位 %

	単純平均		加重平均	
	MFN	ACFTA	MFN	ACFTA
農林水産品	21.6	1.1	24.7	0.3
食料品・アルコール	27.7	5.1	18.6	2.8
鉱物性燃料	2.7	2.1	2.4	1.5
化学工業品	3.8	0.4	3.5	0.7
プラスチック・ゴム製品	7.7	1.3	8.3	1.4
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	15.0	0.0	26.1	0.0
木材・パルプ	6.0	3.4	5.7	4.2
繊維製品・履物	15.0	0.8	13.2	1.3
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	7.7	2.6	7.4	2.1
機械類・部品	4.8	3.0	2.8	1.3
電気機器・部品	8.5	5.0	5.0	4.6
輸送用機械・部品	35.7	31.4	19.3	12.9
光学機器・楽器	5.3	0.1	6.1	0.2
雑製品	17.3	1.3	16.7	1.9
全体	12.1	3.8	6.9	2.8

（出所）ACFTA 税率譲許表（2012年版）、タイ税関「Integrated Tariff Database」、タイ貿易統計をもとに筆者作成

（注）従量税の品目は除外した。分野の区分けについては章末の注記を参照。なお、タイのACFTA 譲許表には「中国適用外」品目があり、それらの品目はMFN 税率を適用して計算している。

加重平均は税率の高い品目の輸入額が多いほど単純平均の税率を上回る。単純平均と比較すると、皮革・毛皮・ハンドバッグ等の MFN 税率は単純平均（15.0%）に比べ加重平均（26.1%）が大きく上回る。これは MFN 税率の低い（1%～5%）皮革より、税率が高い（20～30%）バッグ製品が中国から大量に輸入されているためである。皮革もバッグも ACFTA 税率はゼロのため、税率面のみを考慮するのであれば中国から皮革を輸入するよりもバッグを輸入したほうが得ということになる。逆に輸送用機械・部品は MFN 税率・ACFTA 税率ともに加重平均が単純平均を下回っている。中国からの輸入は最も税率の高い（80%）乗用自動車よりも、自動車部品（10%～30%）などが中心となっているためである。

ACFTA による関税削減額は総輸入額の 5%に相当

それでは、タイが中国から輸入を行う際、ACFTA によってどのくらいの関税削減効果があるのだろうか。

2012 年の中国からの輸入額（CIF ベース）を用いて ACFTA による関税削減額を試算したのが表 2 である。「関税削減額」とは FTA を結んでいない国からの輸入に適用される MFN 税率での関税額（税率×輸入額）から、ACFTA 税率を適用した際の関税額（税率×輸入額）を引いた金額である^(注3)。MFN 税率が ACFTA 税率を下回る場合は削減額をゼロとした。

なお、ACFTA 税率が適用されるにはその品目が中国の原産品であるという原産地証明が必要なため、実際には全ての輸入品に適用されるわけではない。だが、本調査では ACFTA 税率が MFN 税率を下回る場合はすべて ACFTA 税率が適用されるものとして試算した。

試算の結果、ACFTA による 2012 年の関税削減額は 19 億 23 万ドル、輸入額の 5.1%に相当することが判明した。削減額では窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品が最も多く 3 億 7,789 万ドル、次いで電気機器・部品が 2 億 7,503 万ドル、農林水産品が 2 億 2,985 万ドルとなった。削減率（関税削減額を輸入額で割ったもの）が高いのは農林水産品

ACFTA で関税はどの程度節約できるのか？

(24.6%)、食料品・アルコール (15.8%)、皮革・毛皮・ハンドバッグ等 (26.1%)、繊維製品・履物 (12.0%)、雑製品 (14.8%) で、皮革・毛皮・ハンドバッグでは輸入額の 4 分の 1 以上の関税額が ACFTA を利用することによって節約できることになる。

削減率が大きいということは MFN 税率と ACFTA 税率の差が大きく、削減率が小さいということは差が小さいことであるが、後者については機械類・部品のように MFN 税

率が既にかなり引き下げられているために差が小さくなっているケースと、輸送用機械・部品のよう ACFTA 税率が高いため差が小さいケースがある (表 1 参照)。

関税削減額の合計 19 億 23 万ドルは南アフリカからの総輸入額 (18 億 9,954 万ドル) と同程度である。フィリピンからの輸入額が 27 億 4,467 万ドル、ラオスからは 12 億 4,537 万ドルであることを考えると、タイにとって ACFTA による関税削減の効果は決して小さくないと言えるだろう。

表 2 タイの中国からの輸入における ACFTA の関税削減額 (試算)

: 単位 100 万ドル、%

	輸入額	関税削減額	削減率
農林水産品	934	230	24.6
食料品・アルコール	410	65	15.8
鉱物性燃料	205	2	1.1
化学工業品	2,932	86	2.9
プラスチック・ゴム製品	1,648	123	7.4
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	256	67	26.1
木材・パルプ	473	8	1.7
繊維製品・履物	1,838	220	12.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	5,929	378	6.4
機械類・部品	8,348	175	2.1
電気機器・部品	11,273	275	2.4
輸送用機械・部品	1,259	107	8.5
光学機器・楽器	983	59	6.0
雑製品	714	105	14.8
合計	37,201	1,900	5.1

(出所) 筆者作成

最も関税削減額が多いのは“バッグ・ケース類”

次に、具体的な品目の削減効果を調べるため、HSコード4桁の分類にて削減額の大きい順に品目を抽出した(表3)。関税削減額の最も多い品目はバッグ・ケース類(HS4202)で5,638万ドル、削減率(関税削減額÷輸入額)は29.8%であった。さらに、その他の鉄鋼製品(HS7326)が5,540万ドル、かんきつ類の果実(HS0805)が4,945万ドルと続く。その他の鉄鋼製品の中国からの輸入額は5億4,533万ドルと、HS4桁ベースでは全品目中7番目に多い。従って、削減率は10.2%と他の品目に比べて高くないが、削減額は2位となっている。ちなみにHS4桁ベースで最も中国からの輸入が多い品目は、電話機及びその他の機器(HS8517)の26億5,052万ドルである。しかし、既にほとんどの品目のMFN税率がゼ

ロのため、ACFTAによる関税削減額は512万ドルと少ない。

一方、削減率ではHS22類の飲料、その中でも蒸留酒や発酵酒、ビールといったアルコール飲料の削減率が60%と高い(表4)。だが、これらの品目は輸入額・関税削減額ともに非常に少なく、最も関税削減額が多いエチルアルコール及び蒸留酒、その他のアルコール飲料(HS2208)でも322万ドルに過ぎない。

アルコール飲料の他ではHS06,07,08類の切花や食用の野菜、果実の削減率が40%以上と高く、にんじん、かぶ、サラダ用のビート、大根など(HS0706)及びキャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールなど(HS0704)は削減額が1千万ドルを超えている。自動車用の車体(HS8707)は削減率は40.9%と高いが、輸入額は309万ドル、削減額は126万ドルと規模は小さい。

表3 関税削減額の上位品目 (HSコード4桁)

: 単位 100万ドル、%

順位	HS4桁	品目名	輸入額	関税削減額	削減率
1	4202	バッグ、ケース類	189.1	56.4	29.8
2	7326	その他の鉄鋼製品	545.3	55.4	10.2
3	0805	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	124.8	49.4	39.6
4	6907	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイルなど	162.8	48.8	30.0
5	8536	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器	497.6	47.9	9.6
6	3926	その他のプラスチック製品	361.0	36.1	10.0
7	8543	電気機器(固有の機能を有するものに限る)	389.9	35.1	9.0
8	8518	マイクロホン、拡声器、ヘッドホン及びイヤホンなど	213.5	32.6	15.3
9	8708	自動車の部分品及び附属品	486.4	28.8	5.9
10	8904	曳航用又は押航用の船舶	258.5	25.9	10.0
11	9405	ランプその他の照明器具など	126.2	24.3	19.2
12	0712	乾燥野菜	58.6	23.3	39.7
13	8528	モニター及びプロジェクター並びにテレビジョン受像機器	253.3	23.2	9.2
14	7225	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600mm以上)	450.2	22.3	4.9
15	8705	特殊用途自動車	79.9	20.2	25.3

(出所) 筆者作成

(注) 品目名は日本の関税率表の記述をもとに一部表記を省略。表4も同様

表4 関税削減率の上位品目 (HSコード4桁)

: 単位 100万ドル、%

順位	HS4桁	品目名	輸入額	関税削減額	削減率
1	2208	エチルアルコール及び蒸留酒、その他のアルコール飲料	5.4	3.2	60.0
1	2206	その他の発酵酒	0.3	0.2	60.0
1	2203	ビール	0.1	0.1	60.0
1	2209	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	0.0	0.0	60.0
5	0603	切花及び花芽(花束用又は装飾用に適するものに限る。)	13.6	7.3	54.0
5	2204	ぶどう酒及びぶどう搾汁	0.0	0.0	54.0
7	0210	肉及び食用のくず肉など	0.9	0.4	45.7
8	0703	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜	22.2	9.6	43.1
9	8707	車体(自動車用のものに限る。)	3.1	1.3	40.9
10	0706	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、大根など	41.5	16.6	40.0
10	0704	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールなど	25.8	10.3	40.0
10	0709	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	15.9	6.3	40.0
10	0812	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット	4.9	2.0	40.0
10	0708	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	3.7	1.5	40.0
10	0807	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	3.3	1.3	40.0

(出所) 筆者作成

自動車関連品目の関税削減効果は低い

タイの基幹産業である自動車産業は、2012年の自動車の生産台数が過去最高の245万台を記録した。2011年の大洪水によって先送りされた新車需要および初回の新車購入者に対する物品税の還付が国内販売を押し上げたほか、完成車の輸出台数も初めて年間100万台を突破した^(注4)。世界第10位の自動車生産国に成長し、国内販売、輸出ともに順調であるタイの自動車産業は今後さらに成長が続くと考えられるが、ACFTAによって自動車関連品目はどの程度関税が削減できるのだろうか。ACFTA譲許表から自動車関連品目をピックアップし、輸入における関税削減効果について試算を行った^(注5)。対象としたのは以下の8品目である^(注6)。

<完成車>

- ①10人以上の人員の輸送用自動車
- ②乗用自動車
- ③貨物自動車
- ④特殊用途自動車

<部分品>

- ⑤原動機付きシャシ・車体

⑥ゴム製タイヤ

⑦ピストン・同部品

⑧自動車用部品・附属品

これらの品目の輸入額の合計をASEAN各国および中国と比較すると(表5)、2012年の輸入額はインドネシア(11億5,878万ドル)、中国(7億9,490万ドル)、フィリピン(4億1,844万ドル)、マレーシア(2億6,896万ドル)の順であった。中国からの輸入額は2008年からの4年間で約3.5倍に増加、フィリピンを2倍近く上回る。世界全体で見てもタイにとって中国は日本、インドネシアに次ぐ第3位の自動車関連品目の輸入国となった。

次に、輸入額の多いASEANの3カ国、インドネシア、フィリピン、マレーシアと中国を品目別に比較したのが表6である。

中国からの完成車輸入額は1億1,821万ドル。その多くをクレーン車やコンクリートミキサー車といった特殊用途自動車が占めている(7,988万ドル)。特殊用途自動車の輸入額は2008年で575万ドルに過ぎなかったが、2008年から2012年までの4年

間で約 14 倍に急増した。

一方、インドネシア、フィリピン、マレーシアからの完成車輸入は乗用自動車が多数を占める。特にインドネシアからの輸入（4 億 4,187 万ドル）はフィリピン（2,756 万ドル）及びマレーシア（9,879 万ドル）を大きく上回り、最も乗用自動車の輸入額の多い日本（4 億 5,603 万ドル）と同程度となっている。

部分品では、中国からの輸入は 6 億 7,669 万ドルで他の 3 国を上回る。個別の品目でもピストン・同部品を除いて中国からの輸入は他の 3 国を上回っている。タイの自動車生産が活発になるなか、中国製の部分品の存在感が徐々に増しつつある。

こうした自動車関連品目の MFN 税率および ACFTA 税率を比較すると（表 7）、ACFTA では税率の引き下げが猶予されるセンシティブトラック（ST）品目に指定されている、または NT 品目でも中国が適用外とされるものも多く、特殊用途自動車の ACFTA 税率がゼロであるのを除いては比較的高い関税が残っている。また、ピストン・同部品では ACFTA 税率より MFN 税率のほうが引き下

ACFTA で関税はどの程度節約できるのか？

げが進んでいる、いわゆる「逆転現象」が起こっている。

MFN 税率と ACFTA 税率との差（MFN 税率 - ACFTA 税率）を ACFTA による節税効果と考え、中国からの輸入に ACFTA を利用することで特殊用途自動車は 30.0%、原動機付きシャシ・車体は 24.4%分の関税が節約できる。一方、10 人以上の人員の輸送用自動車は ACFTA 税率と MFN 税率が同じ、ピストン・同部品は MFN 税率のほうが低いため、ACFTA を利用するメリットは特に無い。

<ACFTA による節税効果>

- ①特殊用途自動車：(MFN 税率 30%)
- (ACFTA 税率 0%) = 30%の節税
- ②輸送用自動車：(MFN 税率 40%)
- (ACFTA 税率 40%) = 0%の節税（効果なし）

タイがインドネシア、フィリピン、マレーシアから輸入する際、通常は ACFTA ではなく、2012 年時点で既にほぼ全ての品目の関税が撤廃された ASEAN 自由貿易地域（AFTA）の特恵関税を利用すると考えられる^(注7)。

AFTA の税率を 0% とすると、MFN 用自動車では 74.0% 分の節税効果が税率がそのまま削減されるため、乗得られる。

表 5 タイの中国および ASEAN 各国からの自動車関連品目の輸入額

: 単位 100 万ドル、%

	2008	金額 2010	2012	構成比 (2012)	増減率 (2008/2012)
世界計	6,918	9,795	15,338	100.0	121.7
インドネシア	464	673	1,159	7.6	149.8
中国	228	311	795	5.2	249.2
フィリピン	388	503	418	2.7	7.8
マレーシア	156	181	269	1.8	72.0
シンガポール	42	121	116	0.8	172.6
ベトナム	25	31	76	0.5	200.5
ラオス	11	6	3	0.0	-71.9
ミャンマー	1	0	0	0.0	-81.9
カンボジア	0	0	0	0.0	54.5
ブルネイ	0	0	0	0.0	229.3
(参考) 日本	4,365	6,375	9,226	60.2	111.4

(出所) タイ貿易統計

表 6 タイの中国・ASEAN 主要国からの自動車関連品目別輸入額 (2012 年)

: 単位 100 万ドル、%

	中国		インドネシア		フィリピン		マレーシア	
	輸入額	増減率 (08/12)	輸入額	増減率 (08/12)	輸入額	増減率 (08/12)	輸入額	増減率 (08/12)
完成車	118	264.4	508	364.8	28	-65.5	109	167.1
10人以上の人員の輸送用自動車	16	-30.1	0	NA	0	NA	10	-33.9
乗用自動車	10	300.3	442	746.6	28	-65.5	99	307.2
貨物自動車	13	567.5	66	15.4	0	NA	0	-24.1
特殊用途自動車	80	1,288.8	0	NA	0	NA	0	-100.0
部分品	677	246.6	651	125.8	391	26.8	160	38.4
原動機付きシャシ・車体	4	57.0	0	-89.5	0	NA	1	-60.8
ゴム製タイヤ	106	126.2	35	43.1	2	-7.0	38	47.2
ピストン・同部品	81	31.1	240	80.7	1	-94.8	4	104.3
自動車用部品・附属品	486	475.5	376	91.4	388	32.1	117	37.2
合計	795	249.2	1,159	149.8	418	7.8	269	72.0

(出所) タイ貿易統計

(注) 各品目に該当する HS コードは本稿の注 6 を参照

ACFTA で関税はどの程度節約できるのか？

<AFTA による節税効果>

③乗用自動車：(MFN 税率 74%) - (AFTA 税率 0%) = 74%の節税
更に ACFTA と AFTA、それぞれの節税効果を比較すると、特殊用途自動車と同じであることを除き、AFTA に比べ ACFTA の効果は低い。乗用自動車では AFTA と ACFTA の節税効果に 70%近い差があるほか、10 人以上の人員の輸送用自動車も 40%の差がある。

こうした ACFTA と AFTA の節税

効果の違いは、関税削減額に反映されている(表 8)。輸入額(表 6)では中国はマレーシアの 3 倍近いのに対し、中国からの輸入に ACFTA を適用した関税削減額は合計で 5,677 万ドル、AFTA を利用したマレーシアの削減額 1 億 2,105 万ドルの半分に満たない。AFTA では前述したように乗用自動車の削減効果が大きく、インドネシアやマレーシアの削減額の大半を占めている。

表 7 タイにおける自動車関連品目の MFN 税率および ACFTA 税率 (2012 年)

: 単位 %

	平均税率(単純平均)		ACFTAの効果 (MFN-ACFTA税率)	AFTAの効果 (MFN税率)
	MFN	ACFTA		
* 10人以上の人員の輸送用自動車	40.0	40.0	0.0	40.0
* 乗用自動車	74.0	68.7	5.3	74.0
* 貨物自動車	36.5	34.0	2.5	36.5
特殊用途自動車	30.0	0.0	30.0	30.0
* 原動機付きシャシ・車体	41.1	16.7	24.4	41.1
ゴム製タイヤ	10.0	8.7	1.3	10.0
* ピストン・同部品	10.0	20.6	-10.6	10.0
自動車用部品・附属品	26.5	24.2	2.3	26.5
全体	33.4	32.6	0.7	33.4

(出所) ACFTA 税率譲許表 (2012 年版)、タイ税関「Integrated Tariff Database」をもとに筆者作成

(注) *印にはタイの ACFTA 税率譲許表において「中国適用外」とされる品目が含まれる。こうした品目の ACFTA 税率は MFN 税率を適用して算出した。

全体として見れば、タイの自動車関連品目はST品目のACFTA税率が残されているため、中国からの輸入規模に比べて関税削減の効果は限定的なものとなっている。

ただし、ACFTA税率の削減が進んだNT品目には注意が必要である。表8によると、中国で関税削減額の多い品目は特殊用途自動車（2,024万ドル）と自動車用部品・附属品（2,880万ドル）である。特殊用途自動車はACFTAを利用することで30%の関税を節約することが出来るが、特殊用途自動車は前述したように輸入額は4年間で約14倍に増加した。自動車用部分品・附属品については、関税削減額の85%はACFTAの利用で30%の関税が節約できる

「車輪並びにその部分品及び附属品」(HS870870)によるものである。

この「車輪並びにその部分品及び附属品」の中国からの輸入額は2008年の724万ドルから2012年には8,177万ドル、10倍以上に増加した。これに伴い輸入国におけるシェアも12.8%から37.3%に増加、日本の29.3%を抜いて世界第1位となった。

上記の2品目の輸入増にACFTAによる関税削減がどの程度寄与したのかは不明だが、全体的にACFTA税率の引き下げが進んでいない自動車関連品目において、税率が引き下げられACFTAの利用メリットが生じた一部のNT品目ではこのように輸入が急増しているケースが見受けられる。

表8 自動車関連品目の関税削減額（試算）

：単位 100万ドル

	中国	インドネシア	フィリピン	マレーシア
完成車	25	281	22	82
10人以上の人員の輸送用自動車	0	0	0	4
乗用自動車	4	255	22	78
貨物自動車	2	26	0	0
特殊用途自動車	20	0	0	0
部分品	31	97	58	39
原動機付きシャシ・車体	1	0	0	0
ゴム製タイヤ	1	4	0	4
ピストン・同部品	0	24	0	0
自動車用部品・附属品	29	69	58	34
合計	57	378	80	121

(出所) 筆者作成

ACFTA で関税はどの程度節約できるのか？

2018 年以降、繊維・機械類・電子機器の削減額が増加の見込み

タイでは今後、全品目 9597 (HS10 桁ベース) のうち、ACFTA 税率が残されている 1079 の ST 品目の関税削減が進められる (表 9)。センシティブリスト品目 (SL 品目) は 640 あり、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品や電気機器・部品が中心である。これらの品目は 2018 年から ACFTA 税率が 5%以下に引き下げられる。

高度センシティブリスト品目 (HSL 品目) は 439、機械類・部品および輸送用機械・部品がほとんどを占め、2015 年からこれらの ACFTA 税率は 50%以下となる。

だが、ACFTA 税率が引き下げられても、既に MFN 税率が ACFTA 税率を下回っている場合は ACFTA 税率の引き下げによる効果は無い。従って、必ずしも上記の分野が今後の ACFTA 税率引き下げの恩恵を享受できるとは限らない。

表 9 分野別の ST 品目数 (HS10 桁ベース)

	SL	HSL	合計
農林水産品	2	1	3
食料品・アルコール	30	3	33
鉱物性燃料	13		13
化学工業品	23		23
プラスチック・ゴム製品	27		27
皮革・毛皮・ハンドバッグ等			0
木材・パルプ	18		18
繊維製品・履物	46	3	49
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	181	23	204
機械類・部品	58	158	216
電気機器・部品	227		227
輸送用機械・部品		251	251
光学機器・楽器	2		2
雑製品	13		13
合計	640	439	1079

(出所) ACFTA 税率譲許表 (2012 年版) より筆者作成

(注) SL、HSL の分類は譲許表に記載が無いため ACFTA 物品貿易協定に基づき筆者分類。

そこで、今後の ACFTA 税率の引き下げの効果を検証するため、2012 年時点でのタイの MFN 税率および中国か

らの輸入額を適用して、2015 年の HSL 品目と 2018 年の SL 品目の ACFTA 税率の引き下げ効果を試算した (表 10)。

表 10 2015 年の HSL 品目、2018 年の SL 品目の税率引き下げ効果 (試算)

単位：100 万ドル、%

HSL 品目	関税削減額		平均税率(単純平均)		
	2012	2015	MFN	ACFTA	ACFTA
			(2012)	(2012)	(2015)
農林水産品	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
食料品・アルコール	0.0	0.0	20.0	60.0	50.0
繊維製品・履物	0.0	0.0	13.3	23.3	23.3
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.0	0.0	25.5	29.1	29.1
機械類・部品	0.0	0.0	10.0	20.6	20.6
輸送用機械・部品	0.2	0.7	43.6	50.7	40.6
合計	0.2	0.7	24.6	33.5	29.4

SL 品目	関税削減額		平均税率(単純平均)		
	2012	2018	MFN	ACFTA	ACFTA
			(2012)	(2012)	(2018)
農林水産品	0.0	0.0	5.0	20.0	5.0
食料品・アルコール	2.4	7.2	21.8	15.7	5.0
鉱物性燃料	0.9	2.3	13.2	14.4	5.0
化学工業品	0.0	1.7	9.2	15.8	5.0
プラスチック・ゴム製品	0.0	4.7	10.0	20.0	5.0
木材・パルプ	0.0	0.8	6.5	14.5	4.1
繊維製品・履物	9.7	24.2	21.2	16.8	5.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.0	8.3	6.2	14.1	4.9
機械類・部品	5.5	34.2	14.7	15.1	4.6
電気機器・部品	3.2	158.6	9.9	17.3	4.8
光学機器・楽器	0.0	0.4	10.0	20.0	5.0
雑製品	0.0	8.0	19.2	19.2	5.0
合計	21.7	250.5	10.9	16.1	4.8

(出所) 筆者作成

(注) 2012 年時点で ACFTA 税率が既に 50%より低い HSL 品目、5%より低い SL 品目は 2012 年の ACFTA 税率を 2015・2018 年の引き下げ時にも適用している。

ACFTA で関税はどの程度節約できるのか？

HSL 品目については、2012 年時点での関税削減額は輸送用機械・部品の 20 万ドルのみであった。HSL 品目全体の平均税率を見ると、MFN が 24.6%で ACFTA の 33.5%を既に下回っている。そのため、HSL 品目に関しては 2012 年時点で ACFTA を利用するメリットはほとんど無い。さらに 2015 年に ACFTA 税率が 50%以下に引き下げられる場合も、輸送用機械・部品の削減額が 75 万ドルに増加するほかは影響が見られない。

SL 品目は 2012 年時点での関税削減額は繊維製品・履物が最も多く 972 万ドル、機械類・部品が 549 万ドル、電気機器・部品が 319 万ドル、食料品・アルコールが 242 万ドルであった。だが、ACFTA 税率が 2018 年に 5%に引き下げられると関税削減額は急増する。特に中国からの輸入が多い電気機器・部品は 1 億 5,861 万ドル、機械類・部品は 3,419 万ドルへ削減額が著しく増加する。その結果、SL 品目の合計額では 2012 年の 2,168 万ドルから 2018 年には 2 億 5,045 万ドルと約 11.6 倍の大幅な増加となる。

例えば、テレビ受信機用の部分品

(HS85299091) は 2012 年に中国から 11 億 4,410 万ドル輸入されたが、ACFTA 税率が 20%、MFN 税率は 10%のため ACFTA による関税削減の恩恵は無かった。だが、2018 年に ACFTA 税率が 5%に引き下げられると MFN 税率との間に 5%の関税差が生じるため、5,720 万ドルの関税が節約できる。また、家庭用の電気炊飯器 (HS85166010) は 2012 年時点で輸入額は 870 万ドル。ACFTA 税率 (20%) は MFN 税率と同じで関税差はゼロだが、2018 年には関税差は 15%に拡大するので、削減額は 0 から 130 万ドルに増加する。

上記の試算は MFN 税率が 2012 年から変更されない前提で行っているため、実際には 2015 年および 2018 年時点での MFN 税率と ACFTA 税率の差は試算より少ない可能性がある。だが、中国からの輸入は今後も増加が見込まれることを考慮すると、現在は ACFTA による関税削減の恩恵が少ない SL 品目の機械類・部品や電気機器・部品に注目する必要があるだろう。

取り扱い品目の ACFTA 税率を まず確認

今回の ACFTA の関税削減効果の試算は、前述したように実際の削減額とは異なる。ACFTA 税率が MFN 税率を下回っていても中国の原産品として認められない、原産地証明書を取得するコストと比較してメリットが見合わない等、ACFTA を利用しないケースがあるからだ。しかし、企業、特に中小企業などにおいて ACFTA 利用のメリットが周知されていないケースも少なくない。

本調査で示したように、ACFTA を利用することでバッグ・ケース類など輸入額の 3 割の関税額を節約できる品目もある。ASEAN と中国で貿易を行う際、まず第一に自社の扱っている製品が ACFTA によってどの程度の関税削減効果を享受できるか確認しておくことが重要である。

<注>

1. 本稿は平成 24 年度（財）貿易・産業協力振興財団助成事業「ASEAN・中国 FTA（ACFTA）の運用状況調査」における調査結果を更新・改訂したものである。
2. TRS 表では品目によってさらに HS10 桁ベースで税率が細分化されているものがある。これらは税率を HS8 桁ベースで平均化した。
3. タイで関税割当が行われている一部の品目は ACFTA 税率の削減表に記載が存在しない。これらの品目の ACFTA 税率は MFN 税率を適用して算出している。
4. ジェトロ通商弘報 2013 年 2 月 5 日
5. 2011 年 10 月にタイで発生した大洪水により、タイ政府は被災企業救済のために自動車生産や組み立てに使われる物品・部品・構成部品および完成自動車に対し輸入関税の免税処置を実施した。ただし、本調査ではこれらの内容は反映していない。
6. 各品目に該当する HS コードは以下の通り（集計は HS8 桁ベースで実施）。なお、一部の品目は自動車用以外のものも含まれる。10 人以上の人員の輸送用自動車（HS8702）、乗用自動車（HS8703）、貨物自動車（HS8704）、特殊用途自動車（HS8705）、原動機付きシャシ・車体（HS8706、8707）、ゴム製タイヤ（HS401110、401120、401161、401162、401163、401169、401192、401193、401194、401199、401211、401212、401219、401220、401290、401310、401390）、ピストン・同

ACFTA で関税はどの程度節約できるのか？

部品 (HS840733, 840734, 840820, 840991, 840999)、自動車用部品・附属品 (HS8708)

7. タイで AFTA 税率が残されているのは切花、馬鈴薯、コーヒー、コブラなど 14 品目。

※本稿の分野の分類は以下のとおり

名称	HSコード
農林水産品	01～15
食料品・アルコール	16～24
鉱物性燃料	25～27
化学工業品	28～38
プラスチック・ゴム製品	39～40
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	41～43
木材・パルプ	44～49
繊維製品・履物	50～67
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	68～83
機械類・部品	84
電気機器・部品	85
輸送用機械・部品	86～89
光学機器・楽器	90～92
雑製品	93～99

<参考資料>

- ・ ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定 : Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-Operation between ASEAN and the People's Republic of China - 05/11/2002
- ・ 枠組み協定修正議定書 : Protocol to Amend the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation Between ASEAN and the People's Republic of China - 06/10/2003
- ・ 枠組み協定第二修正議定書 : Second Protocol to Amend the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation Between ASEAN and the People's Republic of China - 08/12/2006
- ・ ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定の物品の貿易に関する協定 : Agreement on Trade in Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between ASEAN and the People's Republic of China - 21/11/2004
- ・ 物品貿易協定修正議定書 : Protocol to Amend the Trade in Goods Agreement of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China - 08/12/2006
- ・ 物品貿易協定第二修正議定書 : Second Protocol to Amend the Agreement on Trade In Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China - 29/10/2010
- ・ タイ国 ACFTA 税率譲許表 (2012) : The

1st Tariff Schedule annexed to Notification of the Ministry of Finance Re: Exemption and Reduction of Customs Duty for the ASEAN-China Free Trade Area dated 30th December B.E. 2554 (A.D. 2011)

- タイ関税データベース : Integrated Tariff Database,
http://igtfcustoms.go.th/igtfc/en/main_frame.jsp
- ジェトロ 通商弘報